

一般社団法人上十三広域農業振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人上十三広域農業振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県十和田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、十和田市、三沢市及び上北郡の区域（以下「上十三地域」という。）における農業経営の安定に資する事業を行い、農業・農村の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生産農家が県内外に出荷する青果物の洗浄・選別・パッケージ作業及び品質保持と出荷調整のための保管に関する事業
- (2) 販売状況等の農村・農業に関する情報提供に関する事業
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事項

2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した上十三地域の市町村、上十三地域をその地区とする農業協同組合及び青森県内に事務所を有する農業協同組合連合会とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の加入申込書に次に掲げる書類を添付し、この法人に提出して、理事会の承認を受けなければならない。ただし、市町村が会員になろうとする場合には次に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 定款
- (2) 加入についての総会議事録の抄本
- (3) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

2 この法人は、前項の加入申込書を受け取った場合において、その加入を承認するとき、書面をもってその旨を加入申込者に通知し、会員名簿に記載するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(預かり出資金)

第8条 会員は、預かり出資金1口以上を有しなければならない。

- 2 預かり出資金1口の金額は、1万円とする。
- 3 預かり出資金は、現金をもって各口につき金額を払込むものとする。ただし、理事会の承認を得て分割払込みすることができる。
- 4 会員は、預かり出資金の払込みについて、相殺をもってこの法人に対抗することができない。

(会員の脱会)

第9条 会員は、次のいずれかに該当する場合には脱会する。

- (1) 脱会の届出をしたとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (3) 総会員が同意したとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 2 会員は、この法人を脱会しようとするとき又は解散したときは、その脱会又は解散についての総会議事録の抄本を添付して、その旨を書面をもってこの法人に届け出なければならない。ただし、市町村がこの法人を脱会しようとするときは、総会議事録の抄本の添付を要しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日の10日前までに書面をもってその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会員としての義務履行を怠ったとき。
- (3) この法人の事業を妨げる行為又はこの法人の信用を失わせるような行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(預かり出資金の返還及び負担金等の不返還)

第11条 この法人は、脱会した会員から預かり出資金の払戻しの請求があったときは、預かり出資金を返還するものとする。

- 2 この法人は、脱会した会員がこの法人に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定により返還すべき額と相殺することができる。
- 3 第4条第1項第2号に掲げる事業に係る既納の負担金及びその他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 総会の招集通知は、総会の日々の2週間前までに各会員に対して発する。

3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上

回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 19 条 総会に出席することができない会員は、他の会員を代理人としてその議決権を行使し、又は理事会で定めるところにより、書面をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 6 名以上 8 名以内

(2) 監 事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長理事、1 名を副会長理事とする。

3 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長理事及び副会長理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 3 理事及び監事の再任は、妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事及び副会長理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、出席理事が議長を互選する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 この法人に、この法人の事務を処理させるために事務局を置く。

- 2 事務局には、職員若干名を置く。
- 3 職員は、会長理事が任免する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 この法人の基本財産は、別表のとおりとする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散した場合における残余財産の処分については、総会の決議によりその方法を定めるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(委任)

第43条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は 根 岸 金 雄、副会長理事は 大 関 政 敏 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成25年6月 日変更登記

別表 基本財産（第 35 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	青森県十和田市大字大沢田字池の平 1-7 16,247.26 m ²
	1-161 2,801 m ²
	1-165 875 m ²
	1-180 4,039 m ²
	1-220 58 m ²
	16-1 4,867 m ²
	102-1 221 m ²
	102-2 674 m ²
	102-3 962 m ²
	103-2 765 m ²
	104-2 1,129 m ²
	105 2,265 m ²
	106 1,886 m ²
	139-1 279 m ²
電話加入権	110,000 円（55 回線）
定期預金	J A 十和田おいらせ 100,000,000 円
	J A ゆうき青森 200,000,000 円
	J A おいらせ 100,000,000 円

一般社団法人 上十三広域農業振興会 役員名簿

平成25年6月11日現在

役職名	氏名	所属	適用
会長理事	竹ヶ原 幸 光	J A 十和田おいらせ 代表理事組合長	
副会長理事	大 関 政 敏	J A ゆうき青森 代表理事組合長	
理事	高 橋 智	十和田市農林部長	
理事	大 澤 裕 彦	三沢市経済部長	
理事	鳥 谷 部 昇	七戸町農林課長	
理事	泉 山 裕 一	おいらせ町 農林水産課長	
理事	千 葉 勝 雄	J A おいらせ 代表理事組合長	
理事	工 藤 雅 市	J A 全農あおもり 県本部 長	
監事	蛭 名 真 規	東北町農林水産課長	
監事	山 本 晃 広	六戸町産業課長	
監事	成 田 國 雄	J A 十和田おいらせ 代表理事専務	

以上 理事 8 名
監事 3 名